モーリシャス共和国	平成十二年十二月六日
トンガ王国	平成十二年十二月十日
ポーランド共和国	平成十二年十二月二十一日
コモロ連合	平成十三年一月五日
マルタ共和国	平成十三年一月六日
ケニア共和国	平成十三年二月二日
トリニダード・トバゴ共和国	平成十三年三月六日
ロシア連邦	平成十三年三月二十日
グルジア	平成十三年四月十八日
アンティグア・バーブーダ	平成十三年六月十四日
インド	平成十三年六月二十一日
リトアニア共和国	平成十三年六月二十七日
スロベニア共和国	平成十三年七月十九日
アルゼンチン共和国	平成十三年十月十三日
ジブチ共和国	平成十四年一月八日
パプアニューギニア	平成十四年一月二十三日
独立国	平成十四年六月四日
シエラレオネ共和国	平成十四年六月八日
カンボジア王国	平成十四年八月三十一日
トルコ共和国	平成十四年八月十七日
ドミニカ国	平成十四年十月四日
アンゴラ共和国	平成十四年十月九日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成十四年十一月十三日
カメルーン共和国	平成十四年十一月十五日
ポルトガル共和国	平成十四年十一月二十日
コロンビア共和国	平成十四年十一月十九日
カタール国	平成十四年十一月二十日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成十五年一月三十一日
サモア独立国	平成十五年二月一日
モザンビーク共和国	平成十五年四月二十六日
マダガスカル共和国	平成十五年五月二十一日
ナイジェリア連邦共和国	平成十五年五月二十四日
ガボン共和国	平成十五年五月三十一日
コンゴ共和国	平成十五年八月七日
ギニア共和国	平成十五年十月二日
タンザニア連合共和国	平成十五年十一月十九日
ナミビア共和国	平成十五年十二月十八日
ガーナ共和国	平成十六年二月三日
カーボヴェルデ共和国	平成十六年七月四日
セントルシア	平成十七年五月二十日
マレーシア	平成十七年六月九日
ツバル	平成十七年六月三十日
エストニア共和国	平成十七年八月八日
南アフリカ共和国	平成十七年十月一日
イスラエル国	平成十七年十月二十一日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十八年三月二日
モルディブ共和国	平成十八年五月二十日
アルバニア共和国	平成十八年六月三十日
ブルガリア共和国	平成十八年十一月十八日
ルクセンブルク大公国	平成十八年十一月二十一日
ハンガリー共和国	平成二十年三月三十日
エクアドル共和国	平成二十年十二月十一日
ベナン共和国	平成二十三年二月五日

二　モナコ公国政府及びモロッコ王国政府は、前記の議定書の批准書を、それぞれ、平成八年十一月八日及び平成十二年八月二十二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成九年十一月八日にモナコ公国について、また、平成十三年八月二十二日にモロッコ王国について効力を生じた。

（平成九年十二月一日付け、平成十年六月十六日付け、同年七月八日付け、平成十二年三月三日付け、同年三月十四日付け、同年五月九日付け、同年八月七日付け、平成十三年九月四日付け、同年十二月十八日付け、平成十四年二月二十二日付け、同年五月十七日付け、同年七月三日付け、同年八月十三日付け、同年十一月十四日付け、平成十五年一月十三日付け、同年二月十三日付け、同年七月二十三日付け、平成十六年八月二十五日付け、同年十一月三十日付け、平成十七年六月二日付け、同年七月五日付け、平成二十二年二月十九日付け及び平成八年十一月十一日付け国際海事機関事務局長回章並びに平成二十三年三月三十一日付け同事務局長通報）

平成二十三年九月二十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字横川字木曽沢一二一六、一二一八の一、一二一八のイの一、一二一九の一、一五六二の四、字門前一六四七の一、一六四八の一、一六四九の一から一六四九の三まで、一六五〇から一六五四まで、一六五八、一六五九、一六六一から一六六四まで、一六六五の一、一六六五の口、一六六六、一六六九、一六七〇、一六七二から一六七六まで、一六七八から一六八〇まで、字橋窪一六四七の二、字峠一六四七の三、字一ノ窪一六四七の四、字野間ノ窪一六四七の五、字キリカクボ一六四七の六、字茅屋久保一六四七の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木曽沢一二一六、一二一八の一、一二一八のイの一、一二一九の一、一五六二の四（次の図に示す部分に限る。）、字門前一六四八の一、一六四九の三（次の図に示す部分に限る。）、一六五〇から一六五四まで、一六五八、一六五九、一六六一から一六六四まで、一六六五の一、一六六五の口（次の図に示す部分に限る。）、一六六六、一六六九、一六七〇、一六七二から一六七六まで、一六七八から一六八〇まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡筑北村坂北字寺沢一六二二〇から一六二二三まで、一六二二九、一六二三〇のイ、一六二三〇のロ、一六二三一から一六二三四まで、一六二三六、一六二四〇、一六二四一、一六二四三から一六二四五まで、一六二四七から一六二五四まで、一六二五六の一、一六二五六のロの一から一六二五六のロの三まで、一六二五七から一六二六一まで、一六二七三の一、一六二七三の二、一六二七六、一六二七七のイ、一六二七七のロ、一六二七八から一六二八二まで、一六二八三の一（次の図に示す部分に限る。）、一六二八三の二、一六二八三の二一、一六二八三の二二、一六二八三の二四から一六二八三の三八まで、一六二八三の四一、一六二八三の四二、一六二八三の四八、一六二八三の七五、一六二八三の七六、一六二八五、一六二八六の一、一六二八六の三、一六二八七の一から一六二八七の三まで、一六二八八、一六二八九、一六二九七から一六二九八の一、一六三〇一まで、一六三〇四、一六三〇六、一六三〇八から一六三一二まで、一六三一三の一、一六三一三の二、一六三一四、一六三一五、一六三一六のイ、一六三一六のロ、一六三一七から一六三二六まで、一六三二八から一六三三〇まで、一六三三一の一、一六三三一の二、一六三三二の一から一六三三二の三まで、一六三三三のイ、一六三三三のロ、一六三三四、一六三三六のイ、一六三三六のロ、一六三三七、一六三四八、一六三五〇から一六三五四まで、一六三五六から一六三六〇まで、一六三六二の一、一六三六三、一六三六四の一、一六三七三の一、一六三七六の一、一六三七七、字岩殿山一六二八四の一